

【算定条件】

1. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 イ)肺炎 ロ) 尿路感染症 ハ)帯状疱疹（抗ウィルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
2. 肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者様に対して治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであるので、ひと月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
3. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定する事はできない。
4. 算定する場合にあたっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
6. 該当加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。

R1年度 所定疾患施設療養費算定状況（H31年4月1日～R1年3月31日）														
病名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	件数	3	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	5
	日数	17	0	6	0	0	6	0	0	0	0	0	0	29
尿路感染症	件数	3	2	5	3	0	3	1	6	2	3	3	3	34
	日数	16	14	28	16	0	15	4	31	13	17	14	13	181
帯状疱疹	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	件数	6	2	6	3	0	4	1	6	2	3	3	3	39
	日数	33	14	34	16	0	21	4	31	13	17	14	13	210